

平成 26 年 5 月 23 日
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 福 島 県
 川 俣 町
 飯 館 村
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《川俣町-飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 川俣町において、借上げ住宅等に約 400 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、飯館村が約 350 人、浪江町が 25 人。（平成 27 年 7 月 31 日時点）
- * 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】（平成 27 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	3	10	大熊町	1	1
川俣町	-*	-*	富岡町	2	2
飯館村	146	357	浪江町	12	25
			計	164	395

※上記のほか、川俣町においては町内での避難者がいる。

＜公共施設等の受け入れ＞

- ・ 川俣町内において、飯館村が仮設小学校及び保育所を設置、また、これにかかる通学のためスクールバスを運行している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 川俣町における復興公営住宅について、住民意向調査の結果等に基づき、福島県営及び川俣町営あわせて 120 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置している。

- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
川俣町新中町	川俣町	40戸	戸建住宅	H28年度前期
川俣町壁沢	県	80戸	木造二戸一棟	H28年度後期
合計	—	120戸	—	—

(2) 関連基盤

<教育機関>

- ・ 飯館村に関しては、当面の間は、川俣町飯坂地区に置かれている飯館村営小学校の運営、スクールバスの運行を継続する。また、川俣町立の小中学校への区域外就学にも引き続き対応する。
- ・ 小中学生がいる世帯の復興公営住宅の入居に関して、当住宅の立地する学区における小中学校の児童・生徒の受入れ体制に十分配慮して検討を進める。
- ・ 受入体制の状況を踏まえ、必要に応じてコミュニティ復活交付金の活用を含め、ハード、ソフト両面で必要な対策を行うこととする。

<医療機関、介護サービス>

- ・ 川俣町内の医療機関については、医師等の医療従事者の県外流出の傾向がみられることから、人材不足による支障が発生しないか医療の現場の状況把握に努める。
- ・ 川俣町内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き介護の現場の状況把握に努める。

<道路整備>

- ・ 壁沢地区の復興公営住宅整備に伴い、町道中島・諏訪線の道路改良等を行う。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置(予定)時期
川俣町新中町	1名	H28年度前期～
川俣町壁沢	2名	H28年度後期～

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、川俣町の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設

の必要性もあわせて検討する。

- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、飯舘村は平成 25 年 2 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 27 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	340 人	947 枚	川内村	H25.4.1～	150 人	160 枚
田村市	H25.2.15～	78 人	78 枚	大熊町	H25.3.1～	5,567 人	6,712 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,900 人	4,009 枚	双葉町	H25.2.1～	-	4,114 枚
川俣町	H25.2.12～	142 人	146 枚	浪江町	H25.3.1～	-	11,096 枚
広野町	H25.2.15～	268 人	323 枚	葛尾村	H25.2.1～	386 人	441 枚
檜葉町	H25.4.1～	1,810 人	1,820 枚	飯舘村	H25.2.15～	774 人	909 枚
富岡町	H25.4.1～	-	7,298 枚	計		(12,415 人)※	38,053 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。